

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	公営住宅に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

日南市は、公営住宅に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

- ・本市では、個人情報保護条例及び日南市情報セキュリティポリシーにより、個人情報保護並びに情報システムに関するセキュリティ対策を実施している。
- ・システム利用時のID管理や操作履歴の保存等で、操作者権限等を厳密に管理している。
- ・個人情報を処理する業務を外部に委託する場合は、契約に秘密保持や再委託の制限等を含め、個人情報を保護している。

評価実施機関名

宮崎県日南市長

公表日

令和7年3月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅に関する事務
②事務の概要	日南市では、公営住宅法及び日南市条例等に基づき、入居者の資格確認、家賃等の算定、収納管理等の業務を行っている。 具体的には、以下の事務で特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①入居時の資格確認(所得、住所等の要件) ②入居時の家賃・敷金決定 ③入居後の収入申告書の請求・所得情報の照会 ④家賃算定等の際に、生活保護・障害者を確認 ⑤出産、死亡等による世帯状況の変更を確認(同居承認・入居承継) ⑥家賃滞納等の世帯の所在及び所得情報を把握し、督促・催告・納付相談等に活用
③システムの名称	①Acrocity住宅管理 ②公住マネージャー ③住宅滞納整理システム ④MICJET番号連携サーバー ⑤中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)第9条第1項 別表 27、52の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53、76の項 【情報提供】 なし
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部 財産マネジメント課
②所属長の役職名	財産マネジメント課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1113

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	建設部 財産マネジメント課 住宅係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1 Tel 0987-31-1140
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 接続しない(入手) 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務従事者の適切な監督を行っている	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス可能な職員は、パスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	Ⅱ－1 対象人数	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ－2 取扱者数	平成30年6月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅳ リスク対策		リスク対策の追加	事後	様式の変更
令和2年5月22日	5. 評価実施機関における担当部署	建築住宅課	財産マネジメント課	事後	
令和2年5月22日	5. 評価実施機関における担当部署	建築住宅課長	財産マネジメント課長	事後	
令和2年5月22日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	建築住宅課 住宅係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1	財産マネジメント課 住宅係 宮崎県日南市中央通一丁目1番地1	事後	
令和2年12月28日	Ⅱ－1 対象人数	令和1年6月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和2年12月28日	Ⅱ－2 取扱者数	令和1年6月1日時点	令和2年12月1日時点	事後	
令和3年9月30日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第7号	番号法第19条8号	事後	
令和3年9月30日	Ⅱ－1 対象人数	令和2年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和3年9月30日	Ⅱ－2 取扱者数	令和2年12月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	I 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部 総務・危機管理課 総務係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	総合政策部 総務課 内部統制係 宮崎県日南市中央通1丁目1番地1	事後	
令和4年10月20日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年10月20日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	Ⅱ 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年10月23日	Ⅱ 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年3月21日	I 3. 法令上の根拠	第9条別表第1 第19項、第35項及び第61の2項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第18条、第26条及び第46条の3	番号法第9条第1項 別表 27、52の項	事後	
令和7年3月21日	I 4. ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第27項、第52項、第92項 ※【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】第27項、第52項及び第92項 番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める事務及び情報を定める命令 【別表第二における情報提供の根拠】なし 【別表第二における情報照会の根拠】第22条、第28条、第43条の4	【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 53、76の項 【情報提供】 なし	事後	
令和7年3月21日	Ⅱ 1. 対象人数 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年9月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月21日	Ⅳ リスク対策		項目の追加	事後	様式の変更